

令和 2 年 6 月 28 日現在

機関番号：34403

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03398

研究課題名（和文）「水資源」の衡平利用と損害防止法理の再構築：河川・海洋をめぐる法原則の新展開

研究課題名（英文）Restructuring the Doctrines of Equitable Utilization and Harm Prevention of Water Resources: New Evolution of Legal Principles on Rivers and Oceans

研究代表者

繁田 泰宏 (SHIGETA, Yasuhiro)

大阪学院大学・法学部・教授

研究者番号：40298790

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：「基本的な人間的欲求」概念を基軸とする国際河川の損害防止法理と衡平利用法理の再構築、越境地下水に関する国際法原則の解明、「国際水法」に関する最近の国際法学説に対する理解の促進、河川と海洋に関する衡平利用原則の比較検討、海洋投棄規制に関する国際的枠組みの再評価、国家管轄権外区域における環境影響評価の現状と課題の明確化、北極海の持続的利用のために補助金規律が果たし得る役割の解明、「環境と人権」アプローチが国際水路法に与える影響の解明、環境損害に対する「生態系サービスアプローチ」に従った金銭賠償の意義と問題点の解明、海洋生物資源保存に関連する国際裁判実行の実体的・手続的検討。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、河川と海洋をめぐる国際法理論の現状と課題とが明確になった。特に、衡平利用原則という国際河川の水利用に関する慣習国際法原則を、海洋保護区の設定や海洋深層水の汲み上げといった海洋の新たな利用に関して類推適用する可能性とその問題点とが明らかになったことの学術的意義は、非常に大きい。さらに、本研究は、実際の国際判例の分析をその中心に据えているため、日本が敗訴した国際司法裁判所の捕鯨事件のような環境関連の事件が国際法廷で今後争われる場合には、実際の訴訟戦略に関する有益な指針をも与えるものであり、多大な社会的意義も有するものである。

研究成果の概要（英文）：“Basic human needs” reconstruction of the harm prevention and equitable utilization doctrines of international rivers; Clarifying international law principles concerning transboundary underground waters; Promoting the understanding of recent “international water law” doctrines; Comparative analysis of the equitable utilization principle concerning rivers and oceans; Reappraising international marine dumping regulation; Clarifying present situations and problems of environmental impact assessment beyond national jurisdiction; Clarifying the role of subsidies regulation for sustainable arctic sea utilization; Clarifying the “environment and human right” approach for international watercourses law; Clarifying the significance and problems of compensation for environmental damage in accordance with “ecosystem service approach”; Substantive and procedural examination of recent international judicial decisions related to the conservation of marine living resources.

研究分野：国際法

キーワード：国際環境法 河川・海洋 衡平利用 損害防止 「相当の注意」 予防概念 環境影響評価 通報・協議

## 1. 研究開始当初の背景

- (1) 研究代表者は、これまで、国際環境法の基本原理の探求という問題意識を持ち、研究を行ってきた。そこで遂行してきた研究はいずれも、実務の動向が目まぐるしく変化する今日においてこそ、法学の本質を見据えた基礎研究の深化が重要であること、及び、それを既存の領域区分をまたいだ学際的なプラットフォームの下で行う必要があること、という2点の問題意識に基づくものであった。
- (2) 代表者は2014年に国際法の様々な分野を専門とする研究者とともに、国際環境判例研究会を立ち上げ、以来、基本判例の再検討と最新判例の分野横断的分析の双方に取り組みつつ、基本概念や判例法理に関する理論的な問題点を検討してきた。その活動を続ける中で、上述の研究会内では次の2点について認識を共有することができた。第1に、水への権利、国際河川の衡平利用、海洋環境保護、海洋境界画定、漁業資源保護、水産物の貿易制限措置、水それ自体の貿易、といった論点は、これまでは細分化された各分野で断片的に検討されてきたものの、分野横断的な検討が十分であったとはいえない。しかしながら、今日では分野横断的な検討の必要性がますます増大している。第2に、国際河川の衡平利用をめぐる二国間合同委員会が利用され、水資源への投資については投資家対国家の仲裁手続(いわゆるISDS手続)が利用され、放射能汚染のおそれを理由とした日本産水産物に対する韓国の輸入制限に関してはWTO紛争処理手続が利用される等、水資源をめぐる紛争処理のフォーラムは、その司法化の程度、紛争処理の目的など、様々な面において多種多様である。こうした多種多様なフォーラムにおいて分散的に蓄積される「先例」の中からどのように法原則を発見するかについて、理論分析と実証分析の双方に取り組む必要がある。
- (3) これまでの研究の具体的な成果は、次の3点に集約することができる。第1に、基本判例を新たな視角から再検討することを通じて、本研究のテーマである水資源をめぐる紛争の多面化と多様化という現象について、さまざまな分野の国際法研究者の間で共通の問題意識を醸成し、統合された形で整理・分析するための共通のプラットフォームができた。第2に、研究代表者及び研究分担者は、環境法政策学会、国際判例事例研究会等で研究成果を公表し、議論を喚起した。それを通じて、分野横断的な調整の必要性に関して議論を深めることができた。第3に、これらの学際的協働の成果の一つとして、2017年には分野横断的な事例を取り上げつつ、共通の分析アプローチを用いて整理・解説した国際環境法判例集を刊行することが予定されている。これは、多分野・多様なフォーラムにおける事例を幅広く収集しつつ、共通の分析アプローチを採用することで統合的な分析視角を備えるという点で、多大な学術的意義を有する。
- (4) とはいえ、課題も多く残されていた。たとえば、単一の事象から生じた紛争において、一方では国際河川委員会によって「衡平利用原則」の問題として扱われ、他方で投資仲裁裁判所によって「公正衡平待遇」の問題として扱われたりする場合、それぞれの法概念の相互関係については多くの不確実性が存在している。本研究は、このような未解明の諸課題を扱うものであった。

## 2. 研究の目的

本研究は、「水資源」(水そのものの他、水中の生物・非生物資源を含む)をめぐる国際紛争が多様化しつつある現状を踏まえ、その国際的処理のあり方の究明のために、既存の学問領域を横断する法原則の「再発見」に取り組むことを目的とする。具体的には、国際環境法、国際河川法、国際海洋法、国際経済法、国際人権法、国家責任法、及び国際紛争処理法、の分野から多元的かつ学際的な展開を推進する。すなわち、様々なフォーラムにおける最新の紛争事例について、複数分野の研究者が複眼的に再検討することを通じ、新たな知見を開拓する。この作業により、水資源をめぐる複数の法領域の重複の射程、水資源をめぐる紛争の多面的構造、国際河川法と国際海洋法の相互作用といった諸課題について分野横断的な分析を通じた統合的アプローチを確立することに組織的に取り組む。

## 3. 研究の方法

- (1) 研究代表者と研究分担者が2014年から共同研究を進めてきた国際環境法に関する判例研究の成果を踏まえ、水資源、特に国際河川分野と海洋分野に関わる国際裁判例を理論的及び実証的に分析し、衡平利用法理と損害防止法理の理論的位置づけ及び両法理間の関係を明らかにする。また、分析の展開過程では、国際河川分野と海洋分野での分析を軸に置きつつ、その展開として、国際経済法・投資法での公正衡平待遇といった類似概念との異同及び国家責任法との間の相互作用についても分析を深め、最終的に、水資源に係る衡平利用法理と損害防止法理の統合的な理論枠組を構築するとともに、水資源をめぐる国際紛争の処理の在り方を究明する。

- (2) 本研究における役割分担については、理論面については、国際環境法全般を幅広く研究してきた繁田（代表者）と岡松が担う。実証面を、繁田と佐古田がそれぞれ国際河川法と海洋法の観点から、展開面を小林と佐古田がそれぞれ国際経済法・投資法と国家責任法の観点から担当する。これは主たる役割分担であり、相互に他の役割を補助的にサポートする。加えて、研究協力者として、鳥谷部と平野がこの研究に参加する。鳥谷部と平野は研究代表者である繁田のサポートを全般的に行うと共に、国際河川法の研究者として実証面で繁田・佐古田のサポートを行う。

#### 4. 研究成果

##### (1) 衡平利用法理と損害防止法理の理論的位置づけ及び両法理間の関係の明確化

この点に関しては、鳥谷部が、その単著『国際水路の非航行的利用に関する基本原則 重大損害防止規則と衡平利用規則の関係再考』（大阪大学出版会、2019年）において説明を行った。これは、「基本的な人間的欲求」(basic human needs)概念を軸に、両法理間の関係の再構築をはかる試みであり、独創性にあふれた取り組みである。また鳥谷部は、「国際法上の『国際水路』の地位及び『地下水』『帯水層』の射程 シララ水紛争にみる国連水路条約と帯水層条文草案の適用関係」『摂南法学』56号(2019年)において、現在 ICJ に係属中のシララ川事件(チリ v. ポリビア)を素材に、両法理の「地下水」と「帯水層」への適用問題を検討している。この適用問題は、環境法政策学会(編)『日本における環境条約の国内実施』(商事法務、2020年)に掲載予定の鳥谷部論文「国連国際法委員会越境帯水層条文草案における主権原則と衡平利用原則の関係 シララ水系の地位及び利用に関する事件(チリ対ポリビア)」を題材として」において、さらに深く検討されている。そこでは、「地下水」や「帯水層」の場合は、その水源国の国家主権(天然資源に対する永久的主権)が強く働く可能性がある点で、通常の地表水とは異なり得る点が鋭く指摘されている。

なお、平野が第23回環境法政策学会(2019年6月9日(日)於：上智大学)において報告した『水と国際法』に関する近年の研究の展開」も、両法理を含む「国際水法」(international water law)に関する最近の理論状況の整理と問題点の指摘を行っており、両法理に関する基本的視座を提示する貴重なものである。

##### (2) 衡平利用法理と損害防止法理の現代的変容状況の確認

この点に関しては、岡松が、特に損害防止義務との関連で、「ロンドン海洋投棄条約・議定書の現状と課題」と題する報告を科研「水資源」研究会(2019年9月7日、於：法政大学)において行った。そこでは、ロンドン海洋投棄条約・議定書の概要説明がなされるとともに、同条約委員としての自らの経験に基づき、同条約・議定書の実施に無関心な諸国が多い現状が示された。また岡松は、“Enforcing the law of Environmental Impact Assessment in the Areas Beyond National Jurisdiction”と題する報告をノルウェーでの国際シンポジウム(2020 Arctic Frontiers, The Power of Knowledge, 28 January 2020, Clarion Hotel the Edge, Tromsø, Norway)において行い、国家管轄権外区域での環境影響評価の義務づけに関する現状と課題についても明らかにしている。

##### (3) 衡平利用法理と損害防止法理の分野横断的視点からの再構成

###### a) 国際河川法と国際海洋法との比較の視点から

この点に関しては、繁田が、「『海洋の衡平利用原則』の構想 2015年チャゴス仲裁と2018年チモール海調停を手がかりに」『安藤仁介先生追悼 実証の国際法学の継承』(信山社、2019年)において、海洋保護区の設置や海洋深層水の汲み上げといった海洋の新たな利用に関して、国際河川法において発展してきた衡平利用原則を類推適用する可能性とその問題点を指摘している。そこでは、そのような海洋の新たな利用に関しても、衡平利用原則が有益な指針を提供し得るものではあるが、海洋の利用に関しては海洋境界画定の問題が関わることが多く、そこに国際河川法にはない独自の困難さがあることが示されている。

###### b) 国際経済法の視点から

この点に関しては、小林が、“Sustainable Resource Development in the Arctic: Using Export Trade Agreements to Restrict Environmentally Harmful Subsidies”, *Polar Record*, Vol. 55(2019)において、北極海航路帯の持続的発展のために補助金規律が果たし得る役割につ

いて論じている。これは、不公正貿易排除のための補助金制限措置が、北極海の持続的利用に資することを指摘したものであるが、そのような措置は北極海における損害防止・衡平利用法理の一つの発現形態ともとらえることができ、本研究に斬新な視点を提供するものである。

#### c) 国際人権法の視点から

この点に関しては、鳥谷部が、「『持続可能な開発目標 (SDGs)』の目標 6.1 と国際法 国際人権分野における『安全な飲料水に対する人権』の形成と国際水路法への影響」『摂南法学』57号 (2020年) において、先にその単著『国際水路の非航行的利用に関する基本原則 重大損害防止規則と衡平利用規則の関係再考』で示した「基本的な人間的欲求」を「安全な飲料水に対する人権」概念にまで発展させ、そのような新しい人権概念が国際水路法に与える積極的意義を探っている。また鳥谷部は、「環境損害における米州人権条約の領域外適用」『環境と人権』に関する米州人権裁判所勧告的意見 No. C-23/17 を素材として」『摂南大学地域総合研究所紀要』5号 (2019年) において、米州人権裁判所の「環境と人権」に関する勧告的意見が、米州人権条約の領域外適用について、いかに積極的であったかを論じている。そこでは、本勧告的意見が、欧州人権裁判所が北大西洋条約機構 (NATO) 空爆に関するバンコビッチ事件判決で欧州人権条約の領域外適用を否定したのとは対照的に、環境損害が領域外で生じる場合でも人権条約による救済の道を開いたものとして非常に画期的であったことが指摘されている。

#### d) 国家責任法の視点から

この点に関しては、繁田が、「『環境損害』の賠償問題 ICJ サンファン川事件 (金銭賠償) 判決を手がかりに」(『薬師寺公夫・坂元茂樹先生古希記念論集』(東信堂、2020年) 掲載予定) において、環境それ自体に対する損害に対して、「生態系サービスアプローチ」に従って ICJ が金銭賠償を認めたサンファン川事件 (金銭賠償) 判決 (コスタリカ v. ニカラグア) の意義と問題点を指摘している。本件は、越境損害防止義務違反の結果として環境損害が発生した場合ではないが、そのような場合にも ICJ による同様の処理が期待されることから、同義務違反の結果生じる国家責任の問題を考える際にも有益な示唆を与えるものである。

#### e) 国際紛争処理法の視点から

この点に関しては、佐古田が、「海洋生物資源の保存をめぐる国際裁判の展開」と題する報告を科研「水資源」研究会 (2019年9月7日、於：法政大学) において行い、海洋生物資源保存をめぐる国際判例の展開を概説した。さらに佐古田は、「国連海洋法条約 290 条 5 項における『一応の管轄権』の基準」『西南学院大学法学論集』52 巻 2 号 (2019年) において、国連海洋法条約の下で海洋紛争を扱う裁判所が暫定措置を命じる際に要求される「一応の管轄権」要件の内実を、これまでの裁判実行を通して明らかにしている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 7件 / うち国際共著 3件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 繁田泰宏	4. 巻 0
2. 論文標題 「環境損害」の賠償問題 ICJサンファン川事件（金銭賠償）判決を手がかりに	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 薬師寺公夫・坂元茂樹先生古希記念論集（東信堂）	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 繁田泰宏	4. 巻 0
2. 論文標題 海洋の衡平利用原則」の構想——2015年チャゴス仲裁と2018年チモール海調停を手がかりに——	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 安藤仁介先生追悼： 実証の国際法学の継承（信山社）	6. 最初と最後の頁 821-849
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐古田彰	4. 巻 45（号）
2. 論文標題 二〇一六年七月十二日南シナ海事件（フィリピン対中国）国連海洋法条約附属書 仲裁裁判所本案判決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐古田彰	4. 巻 52
2. 論文標題 国連海洋法条約290条5項における「一応の管轄権」の基準	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 西南学院大学法学論集	6. 最初と最後の頁 89-136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小林友彦	4. 巻 0
2. 論文標題 第14章 貿易	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際環境法講義 (西井正弘・鶴田順 (編)、有信堂高文社)	6. 最初と最後の頁 191-199
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小林友彦	4. 巻 55
2. 論文標題 Sustainable resource development in the Arctic: Using export trade agreements to restrict environmentally harmful subsidies	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Polar Record	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1017/S0032247419000524	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 鳥谷部壤	4. 巻 23 (号)
2. 論文標題 国連国際法委員会越境帯水層条文草案における主権原則と衡平利用原則の関係 シララ水系の地位及び利用に関する事件 (チリ対ボリビア) を題材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本における環境条約の国内実施 (環境法政策学会 (編)、商事法務)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部壤	4. 巻 56 (号)
2. 論文標題 国際法上の「国際水路」の地位及び「地下水」「帯水層」の射程 シララ水紛争にみる国連水路条約と帯水層条文草案の適用関係	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 摂南法学	6. 最初と最後の頁 31-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 5(号)
2. 論文標題 環境損害における米州人権条約の領域外適用 「環境と人権」に関する米州人権裁判所勧告的意見No. C-23/17を素材として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 摂南大学地域総合研究所紀要	6. 最初と最後の頁 127-148
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 57(号)
2. 論文標題 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標6と国際法 「安全な飲料水に対する人権」の形成が国際水路法に及ぼす影響	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 摂南法学	6. 最初と最後の頁 1-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥谷部 壤	4. 巻 0
2. 論文標題 第15章 河川、国際環境法 基本判例・事件 ウルグアイ河バルブ工場事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際環境法講義 (西井正弘・鶴田順 (編)、有信堂高文社)	6. 最初と最後の頁 200-210、232-235
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平野実晴	4. 巻 0
2. 論文標題 国際環境法 基本判例・事件 ラヌー湖事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際環境法講義 (西井正弘・鶴田順 (編)、有信堂高文社)	6. 最初と最後の頁 228-231
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小林友彦	4. 巻 13
2. 論文標題 If You Build It, They Will Come: On the Institutional Arrangements of the ARMO	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Asian Journal of WTO & International Health Law and Policy	6. 最初と最後の頁 113-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yasuko Kasai, Setsuko Aoki, Akiko Aizawa, Akiko Okamatsu, Tomohiro Sato, Masami Onoda and Brian Alan Johnson	4. 巻 0
2. 論文標題 Policy and Earth Observation Innovation Cycle (PEOIC) Project (Japan)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Onoda, Masami and Oran R. Young eds., Satellite Earth Observations and Their Impact on Society and Policy (Springer)	6. 最初と最後の頁 31-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 岡松暁子	4. 巻 2
2. 論文標題 国際原子力機関の保障措置	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 山本武彦・庄司真理子編『軍縮・軍備管理』（現代国際関係学叢書）（志學社）	6. 最初と最後の頁 127-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小林友彦	4. 巻 0
2. 論文標題 Paradigm Shift in International Economic Law Rule-Making: TPP as a New Model for Trade Agreements?	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Memento Mori: Membership Issues Surrounding Entry into, Modification of, and Withdrawal from the TPP (Springer)	6. 最初と最後の頁 457-473
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/978-981-10-6731-0	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する



1. 著者名 小林友彦	4. 巻 13
2. 論文標題 If You Build It, They Will Come: On the Institutional Arrangements of the ARMO	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Asian Journal of WTO & Int'l Health Law and Policy	6. 最初と最後の頁 113-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小林友彦	4. 巻 1505
2. 論文標題 WTO農業協定の直接適用可能性(東京地裁平成28年3月17日判決)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト(平成28年度重要判例解説)	6. 最初と最後の頁 302-303
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計13件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 佐古田彰
2. 発表標題 判例紹介：2016年南シナ海事件仲裁裁判所判決
3. 学会等名 人間環境問題研究会 (2019年6月8日、於：明治大学)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岡松暁子
2. 発表標題 Enforcing the Law of Environmental Impact Assessment in the Areas Beyond National JurisdictionL
3. 学会等名 2020 Arctic Frontiers, The Power of Knowledge (28 January 2020, Clarion Hotel the Edge, Troms&oslash;, Norway) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 鳥谷部 壤
2. 発表標題 国際法に横たわる「地下水」と「帯水層」の定義問題 国連水路条約と帯水層条文草案を中心に
3. 学会等名 第23回 環境法政策学会（2019年6月9日、於：上智大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 平野実晴
2. 発表標題 「水と国際法」に関する近年の研究の展開
3. 学会等名 第23回 環境法政策学会（2019年6月9日、於：上智大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 平野実晴
2. 発表標題 「水のグローバルガバナンス」の行政法的分析ー水に対する人権の実現過程に着目して
3. 学会等名 第122年次 国際法学会（2019年9月2-4日、於：静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 岡松 暁子
2. 発表標題 NPTの軌跡と展望
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岡松暁子
2. 発表標題 温暖化対策のための国際協定
3. 学会等名 環境情報科学 学術研究論文発表会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小林友彦
2. 発表標題 A House Divided Against Itself Cannot Stand
3. 学会等名 Tokyo Workshop on Paradise Lost or Found? (東京大学)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小林友彦
2. 発表標題 Restricting environmentally harmful subsidies to ensure sustainable resource development in the Arctic region: Lessons from the subsidy rules negotiation at the WTO
3. 学会等名 北極資源開発の持続可能性と国際法 (神戸大学)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小林友彦
2. 発表標題 You Can Check Out But You Can Never Leave: Use of the Rules of Origin to Combat Circumvention of the Anti-dumping Duties and its WTO Compatibility
3. 学会等名 WTO, International Economic Law and Emerging Challenges (University of New South Wales)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 繁田泰宏
2. 発表標題 The Recent ICJ Judgment on Environmental Damages
3. 学会等名 Damages and Compensation in International Environmental Dispute (神戸大学)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岡松暁子
2. 発表標題 ITLOS and the Protection of Environment
3. 学会等名 3rd INTERNATIONAL SYMPOSIUM ON THE LAW OF THE SEA: 20 Years of Development of the Law of the Sea and Emerging Challenges (Hosted by the Ministry of Foreign Affairs of Japan) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 小林友彦
2. 発表標題 Is He Doing Bad Business?: Legal Impacts of US 's Withdrawal on the US, Japan and Other Original Signatories to the TPP
3. 学会等名 第八屆日本研究年會「全球政經新局勢下的日本研究」國際研討會 (当代日本研究学会) (招待講演)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 小林 友彦、飯野 文、小寺 智史、福永 有夏	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 228
3. 書名 WTO・FTA法入門〔第2版〕	

1. 著者名 鳥谷部 環	4. 発行年 2019年
2. 出版社 大阪大学出版会	5. 総ページ数 366
3. 書名 国際水路の非航行的利用に関する基本原則	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	佐古田 彰 (SAKOTA Akira) (00281874)	西南学院大学・法学部・教授  (37105)	
研究分担者	小林 友彦 (KOBAYASHI Tomohiko) (20378508)	小樽商科大学・商学部・教授  (10104)	
研究分担者	岡松 暁子 (OKAMATSU Akiko) (40391081)	法政大学・人間環境学部・教授  (32675)	
研究協力者	鳥谷部 環 (TORIYABE Jo)		
研究協力者	平野 実晴 (HIRANO Miharu)		